

## 指定居宅療養管理指導事業所説明書（重要事項説明書）

- 1、指定事業所名 指定居宅療養管理指導事業所 森本内科皮ふ科
- 2、指定事業所番号 2110600604
- 3、事業所所在地 岐阜県羽島郡笠松町奈良町119
- 4、電話番号 058-388-3600
- 5、運営方針

要支援、要介護状態等にある利用者（以下「要介護者」という）が居宅において自立した生活を営むことが出来るよう、医師が訪問して病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し、利用者及び家族の方に療養上の管理、指導、助言などを行います。

### 6、指定居宅療養管理指導の内容

- (1) 要介護者等や家族から介護全般に関する相談など。
- (2) 居宅介護支援事業者への居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供。
- (3) 要介護者等は家族への居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導。
- (4) その他療養生活向上のための指導助言等。

### 7、従事者 森本高太郎

### 8、営業日及び営業時間

院内に掲示している診療日及び診療時間と同じです。

### 9、利用料

- (1) 居宅療養管理指導を実施した利用者からは、月に1回介護保険報酬に応じた利用者負担額を頂きます。
- (2) 居宅療養管理指導に要した交通費については実費を頂くことがあります。

### 10、事故発生時の対応

利用者に対する居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者の居宅介護支援事業者などに連絡を行うとともに必要な処置を講じます。また居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行います。

### 11、苦情処理

居宅療養管理指導などに係る苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう必要な処置を講じます。

### 12、その他の運営に関する重要事項

- (1) 健康保険、介護保険等を遵守し業務を行います。
- (2) 諸般の事情により指導に困難が生じた場合は、連携医療機関を紹介する等必要な対応を行います。

森本内科皮ふ科 院長 森本高太郎

年 月 日に説明を受け、居宅療養管理指導の提供の開始に同意します。

本人署名

家族（続柄）